

女川町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和8年2月9日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監査結果報告書

1 監査の種類 定期監査（財務監査・工事請負）

2 監査の期日等

期 日 令和8年1月29日（木）及び令和8年1月30日（金）

場 所 女川町役場 3階 大会議室及び現地

監査委員 木村 繁・木村 公也

3 監査の対象

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に契約を締結した工事請負費で、契約金額が1件1,000万円以上の案件

（1） 書面審査対象案件

- ① 針浜集会所新築工事（総務課所管）
- ② 女川町地方卸売市場仮設荷捌場解体工事（産業振興課所管）
- ③ ビジターバース等整備工事（産業振興課所管）
- ④ 女川町地方卸売市場南荷捌場増築工事（産業振興課所管）
- ⑤ 林道針浜線改良工事（第2期）（産業振興課所管）
- ⑥ 女川水産加工団地排水処理施設マンホールポンプ等交換工事（産業振興課所管）
- ⑦ 令和6年度万石浦漁港大沢地区防波堤工事（建設課所管）
- ⑧ 内山7号線外道路改良工事（建設課所管）
- ⑨ 女川出島線法面保護工事（建設課所管）
- ⑩ 出島大橋管理用カメラ設置工事（建設課所管）
- ⑪ 令和7年度女川港石浜地区埋立工事（建設課所管）
- ⑫ 尾浦漁港崎山防波堤等機能保全工事（建設課所管）
- ⑬ 社会教育施設及び認定こども園新築工事（教育局所管）
- ⑭ 旭が丘6号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑮ 旭が丘8号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑯ 下水道マンホール蓋取替工事（上下水道課所管）
- ⑰ 県道出島線ほか送水管布設工事（上下水道課）

（2） 現地調査対象案件

- ① 社会教育施設及び認定こども園新築工事（教育局所管）
- ② 令和6年度万石浦漁港大沢地区防波堤工事（建設課所管）
- ③ 針浜集会所新築工事（第2期）（総務課所管）
- ④ 林道針浜線改良工事（産業振興課所管）
- ⑤ 内山7号線外道路改良工事（建設課所管）
- ⑥ ビジターバース等整備工事（産業振興課所管）
- ⑦ 女川町地方卸売市場南荷捌場増築工事（産業振興課所管）

- ⑧ 令和7年度女川港石浜地区埋立工事（建設課所管）
- ⑨ 女川出島線法面保護工事（建設課所管）
- ⑩ 出島大橋管理用カメラ設置工事（建設課所管）

4 監査の着眼点

監査対象の工事請負契約が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織運営及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を行なった。

5 監査の実施内容

監査に当たっては、各部署から請負工事契約の執行状況を知る上で必要な「請負工事一覧表・請負工事別明細書」の提出を求め、契約に関連する関係書類等の提示と、各部署説明員から工事の執行状況の説明を受け、翌日に監査委員が抽出した案件の現地調査を行なった。

6 監査の結果

上記請負工事契約の事務の執行は、法令等に則り適正に執行されているかどうかを主眼に監査した結果については、以下のとおりである。

(1) 事務手続きの状況

事務手続き状況については、法令等に則り正当に行われていることが確認された。

(2) 応札、入札の状況

監査対象の請負工事契約17件（昨年度21件）中、制限付き一般競争入札によるものが9件（昨年度5件）、そのうち総合評価落札方式によるものが1件（昨年度2件）、指名競争入札によるものが5件（昨年度16件）であった。

指名競争入札のうち、指名された業者が入札を辞退し、1社のみが入札となった案件は0件（昨年度3件）であった。